

## 仕 様 書 (案)

### 1 件名

子どもの自殺予防等のための相談力向上事業業務

### 2 履行場所

県内の公立高等学校3校、特別支援学校6校

### 3 履行期間

令和元年11月8日(金)から令和2年3月31日(火)まで

### 4 目的

本業務委託は、子どもの自殺や性暴力の被害などを未然に防止するため、子どもが大人にSOSを出すことができるよう相談力の向上を図るとともに、あわせて大人が子どものSOSに気付く感度を向上させることを目的とする。

### 5 業務概要

#### (1) 業務内容

- ア 子ども・教員・保護者に対するワークショップ(参加体験型学習)による講習の実施
- イ 子どもワークショップ終了後の子どもからの相談への対応
- ウ その他必要と認められる業務

#### (2) 実施対象

ワークショップを希望する公立高等学校3校、特別支援学校6校の生徒、保護者及び教職員

#### (3) 実施方法

- ア 自殺予防等に関する専門的知識を持つ者が、子ども・教員・保護者それぞれに対し、命の大切さや自殺予防等に対する知識と対処方法について、ワークショップによる講習を実施する。
- イ アの講習は、子ども・教員・保護者それぞれに合わせた内容で実施する。
- ウ 子どもに対しては、ワークショップで学習した相談スキルの復習と練習のため、ワークショップ終了後、子どもからの相談に応じる時間を設定する。

#### (4) 実施体制

##### ア 受託管理責任者の配置

受託者は、受託業務を円滑に履行するため、業務に対する豊富な経験を有する者を配置すること。

##### イ 受託管理責任者の配置

受託管理責任者は、緊急事態等に迅速に対応し、業務の円滑な執行管理を行う。

##### ウ 業務責任者の配置

受託者は、委託業務を円滑に運営するため、ワークショップ実施者(以下「実施者」という。)のうち1名を業務責任者として配置すること。

##### エ 業務責任者の業務

業務責任者は、受託管理責任者の指示のもと、実施者を指揮し、委託者及び実施先と連

絡調整を行う。

オ 実施者の配置

受託者は、1回のワークショップに実施者を2名以上配置する。実施者は、自殺予防等に関する専門的知識を持つ者とする。

カ 業務責任者及び実施者名簿の提出

(ア) 受託者は、委託業務開始前に業務責任者及び実施者の名簿（資格及び相談等の経歴を含む。）を長野県教育委員会心の支援課に提出すること。

(イ) 受託者は（ア）の名簿に変更が生じた場合は、速やかにその内容を心の支援課に提出すること。

キ 実施者の研修

(ア) 実施者はワークショップの実施にあたり、実施方法等の研修を受講済みの者であること。

(イ) 心の支援課が、ワークショップの実施状況から特に必要と認めた場合、受託者は実施者に対し、必要な研修を実施すること。

(5) 提出書類等

ア 受託者は、ワークショップの実施状況について、別に定める様式により、心の支援課に報告すること。

イ 受託者は、受託業務に関する事項について、委託者から報告を求められた場合には、速やかに応じること。

(6) 緊急事態への対応

受託者は、ワークショップ参加者に生命の危険がおよび、緊急対応が必要と判断される場合、速やかに心の支援課に電話で連絡すること。

(7) 緊急時における連絡体制の整備

受託者は、緊急時における連絡体制を整備し、心の支援課に報告すること。なお、連絡体制に変更が生じた場合も同様とする。

## 6 受託者の責務

(1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、故意又は過失により、心の支援課又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負わなければならない。

(3) 受託者及び職員（従事者を含む）は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。

(4) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第16条（失格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。

(5) 受託者は、業務責任者及び実施者に対し、法令に基づく事業者としてのすべての義務を負うものとする。

(6) 本仕様書で不明な点がある場合又は疑義が生じたときは、心の支援課と協議してこれを定めるものとする。